

週休2日工事（営繕工事）試行要領

1. 目的

建設業界における、週休2日工事の拡大に向けて、本要領により試行する。

2. 概要

原則すべての工事現場において、発注者指定型として現場閉所（現場休息）による週単位の週休2日（土日完全週休2日）を確保することとする。

施工日が気象条件に左右される等、現場条件により土日完全週休2日の確保が困難な場合は、柔軟運用も可能とする。

3. 用語の定義

週休2日：「週単位の週休2日（土日完全週休2日）」とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。

現場休息：分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

対象期間：契約期間の内、下記の期間を除いた期間をいう。

- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全体を一時中止している期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

4. 試行対象工事

（1）試行対象工事の明示

試行対象工事は、特記仕様書において対象工事であることを明示する。

（週休2日工事）

- 1)本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事である。
- 2)工事の実施にあたっては、「週休2日工事（営繕工事）試行要領」に基づくものとする。
- 3)工事看板に「週休2日工事」と掲載する。

(2) 試行対象外工事

工期や現場の実情等により対応が困難な工事は対象外とする。

5. 積算方法等

(1) 補正方法

経費の補正は行わない。

(2) 精算変更

週休2日の達成状況に関わらず、設計変更は行わない。ただし、実績状況の確認は確実に行うものとする。

6. 現場閉所等の確認方法等

(1) 現場着手前

監督員は、施工計画書等にて対象工事として工事計画がなされていることを確認する。

(2) 現場着手後

監督員は、受注者が作成する工事履行報告書(別添1)により、対象期間内の現場閉所等の達成状況を確認する。

(3) 柔軟運用

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を設定していれば週単位の週休2日(土日完全週休2日)を達成しているものとみなす。

受注者は、土日に代わる現場閉所日を設定する場合においては、別添1以外での実績報告を行ってもよい。

(4) 工事成績評定

週休2日の達成状況に関わらず、加点、減点しない。

7. 試行工事に関する留意事項

(1) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。

(2) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。

(3) 工事一時中止を行うなど対象外の期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(4) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告または指名通知を行う営繕工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に公告または指名通知を行う営繕工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年6月1日以降に公告または指名通知を行う営繕工事から適用する。

課長	課長代理	係長		監督員		

年 月 日

工事履行報告書 (月分)

(宛先) 監督員

商号又は名称

現場代理人

工事名	年 月 日 ~ 年 月 日		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
月別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備考 (現場閉所等とした日付を記入)
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
(記事欄)			

(注) 工事担当課にて、受付印を押印のこと。